



Gakugei

東京学芸大学「教員養成教育の評価等に関する調査研究」フォーラム
2013年3月20日 TKPガーデンシティ品川

教員養成教育の日本型アクリディテーション・ システムの構築に向けて

「教員養成教育の評価等に関する調査研究」プロジェクトの検討内容報告

佐藤千津
(東京学芸大学)



アクレディテーション・システムのための「基準」の検討

佐藤千津

(東京学芸大学 教員養成評価プロジェクト)

アクレディテーション基準部会の成果

本日の中間報告の内容

1. 「教員養成教育のアクレディテーション基準（試案）」の作成
→基準づくりの考え方、方法、内容
2. 「教員養成教育のアクレディテーション基準に関する意識調査」（質問紙調査）および訪問調査の実施とそのデータの活用
3. 「試案」検討過程における議論と主な論点

日本の教員養成教育の「質保証」の課題

◆ 戦後日本の教員養成

学部レベルで教職の認定課程を有する大学

→約600校

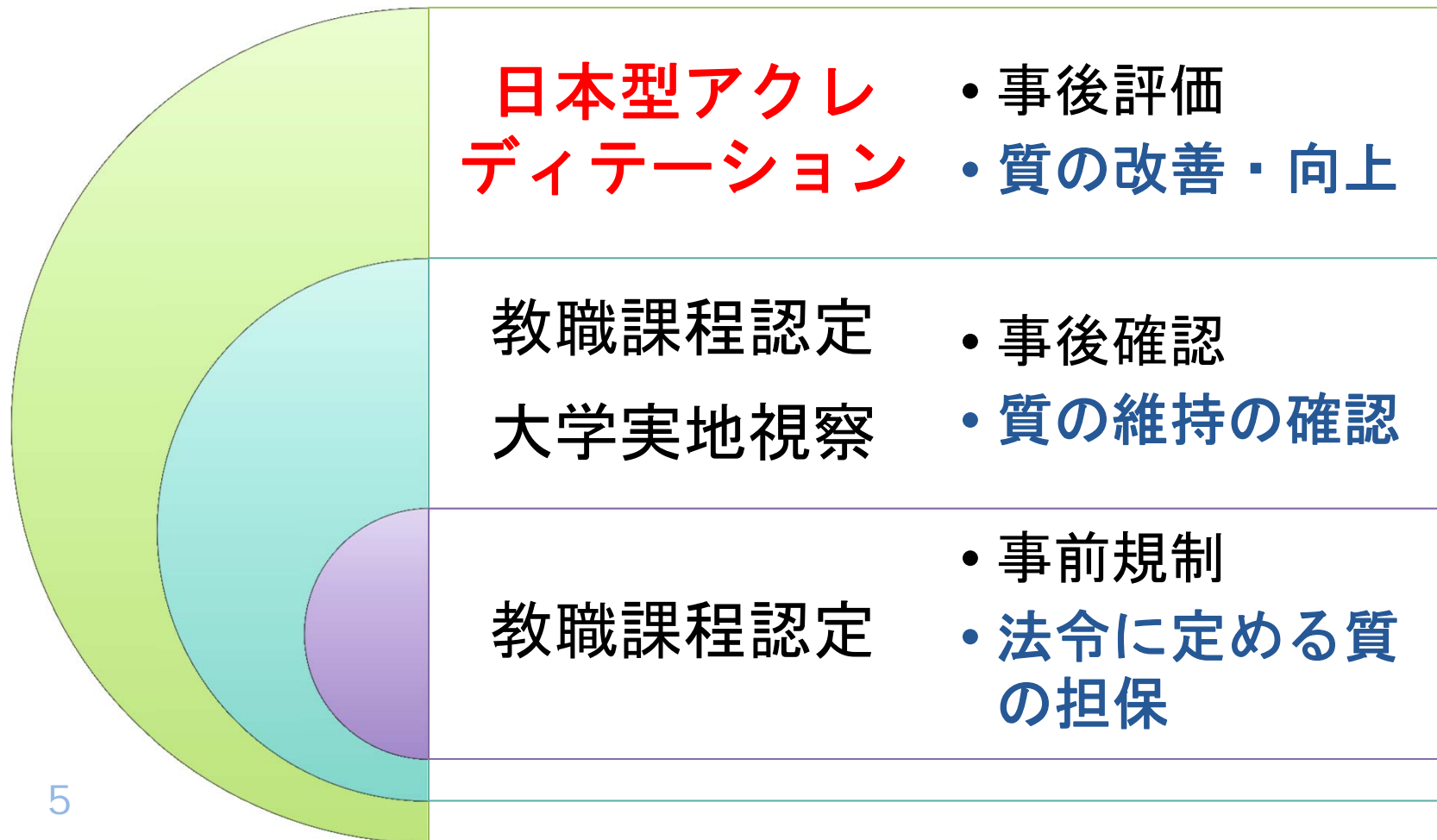


- ◆ 多様な教員養成教育を提供するそれらを横断的に捉えて教員養成教育全体の質保証を考えるような事後評価システムをどのように構築するか？

「多様性」 ⇔ 「画一化・規格化」

教員養成教育の「質保証」システム

「質保証」の構造



教員養成教育に関する事後チェック体制

大学機関別認証 評価

- 大学の内部質保証システムの有効性を評価
- 対象は大学（機関全体）

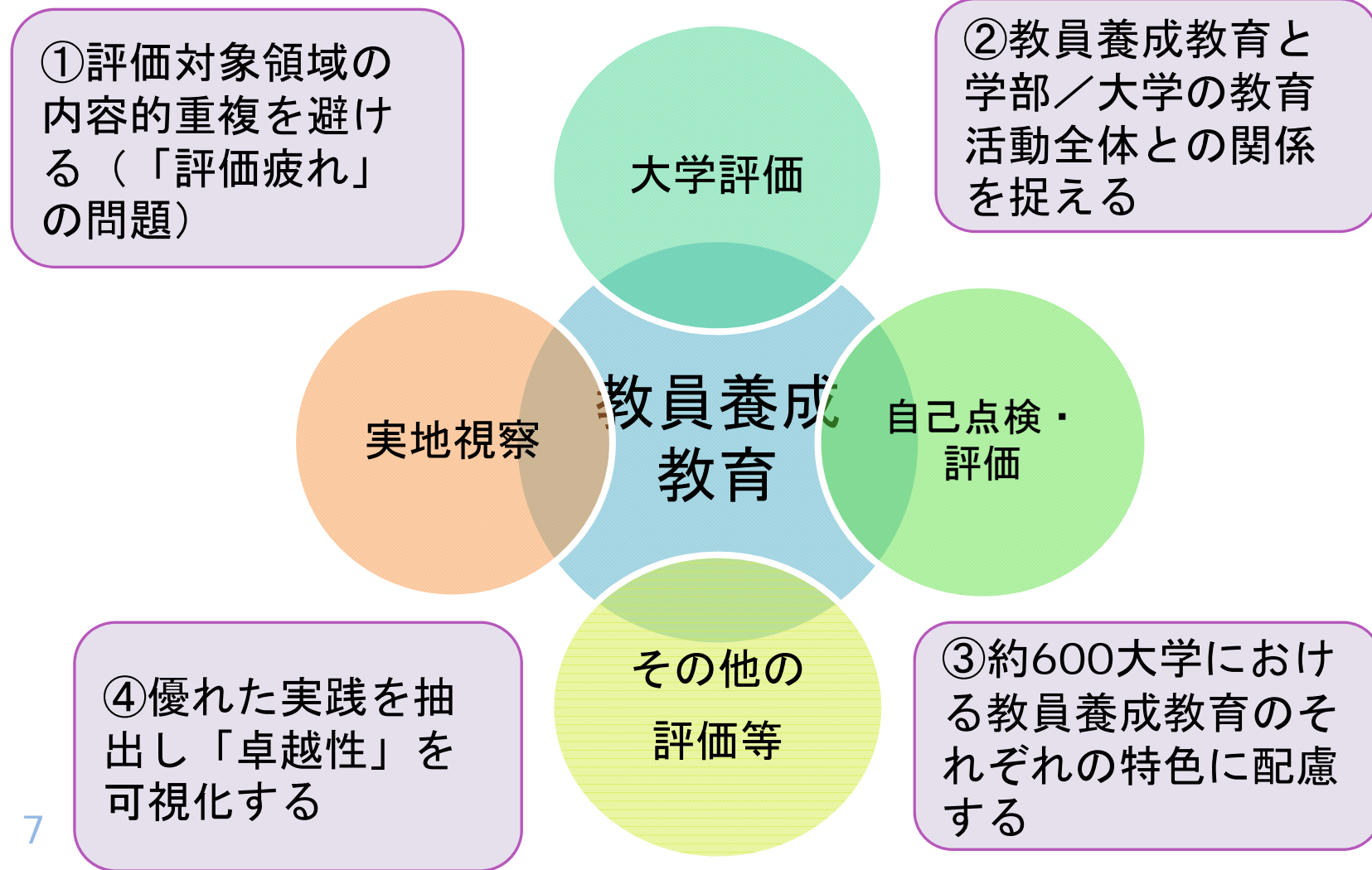
教職課程認定 大学実地視察

- 法令等の基準に基づき教職課程の水準を確認
- 対象は大学（教職課程）

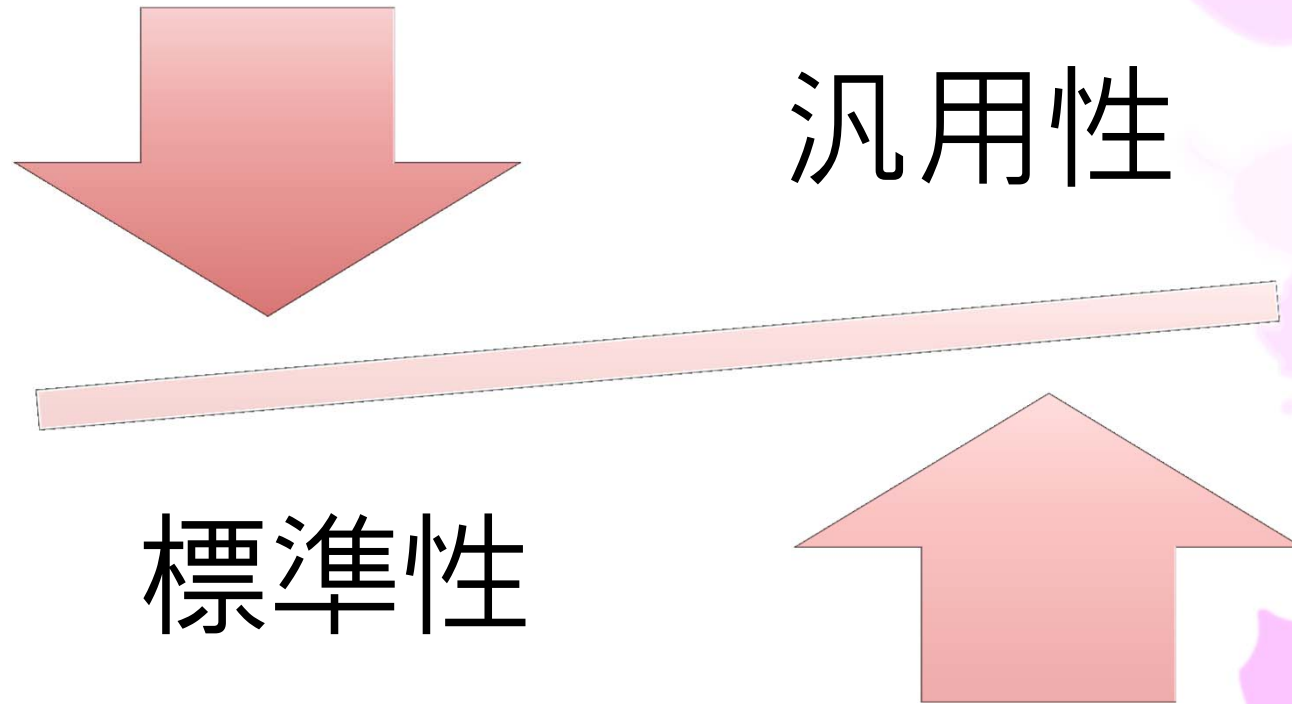
日本型アクレ ディテーション・システム

- 教員養成教育に関する内部質保証システムの妥当性を評価
- 対象は学部（認定課程を有する大学の「学部」相当の組織）

教員養成教育評価の課題と「基準」の要件



基準の性格とバランス



◆ 基準の汎用性と標準性のバランスをどう考えるか。

基準の要件：基準づくりの考え方

1. 他の評価の基準と重複する内容はできるだけ省く。
2. 他の評価の基準では対象とされない内容を対象とする。
3. 各機関の内部質保証システムの妥当性・有効性の評価を行うものとする。
4. 教員養成教育の多様性に配慮し、それぞれの特色や課題を適切に抽出できるものとする。
5. 日本の教員養成教育全体の質的向上に資するものとする。

基準（試案）の基本的な考え方



内部質保証システムの妥当性を担保する



各機関の教員養成教育を総合的に評価する



教員養成教育の多様性を可視化する



質の向上につながる評価基準・観点を探究する



学生の学びを支える経験・活動への支援にも留意する

「ア kredィテーション基準」の検討： 基準づくりの方法

1. 海外諸国・地域のア kredィテーション基準の調査・分析
2. 国内における各種評価システムの評価基準の調査・分析
3. 質問紙調査「教員養成教育のア kredィテーション基準に関する意識調査」の実施
4. 上記の質問紙調査対象機関・組織に対する訪問調査（インタビュー調査）の実施

「教員養成教育のアクレディテーション基準に関する意識調査」 （「意識調査」）

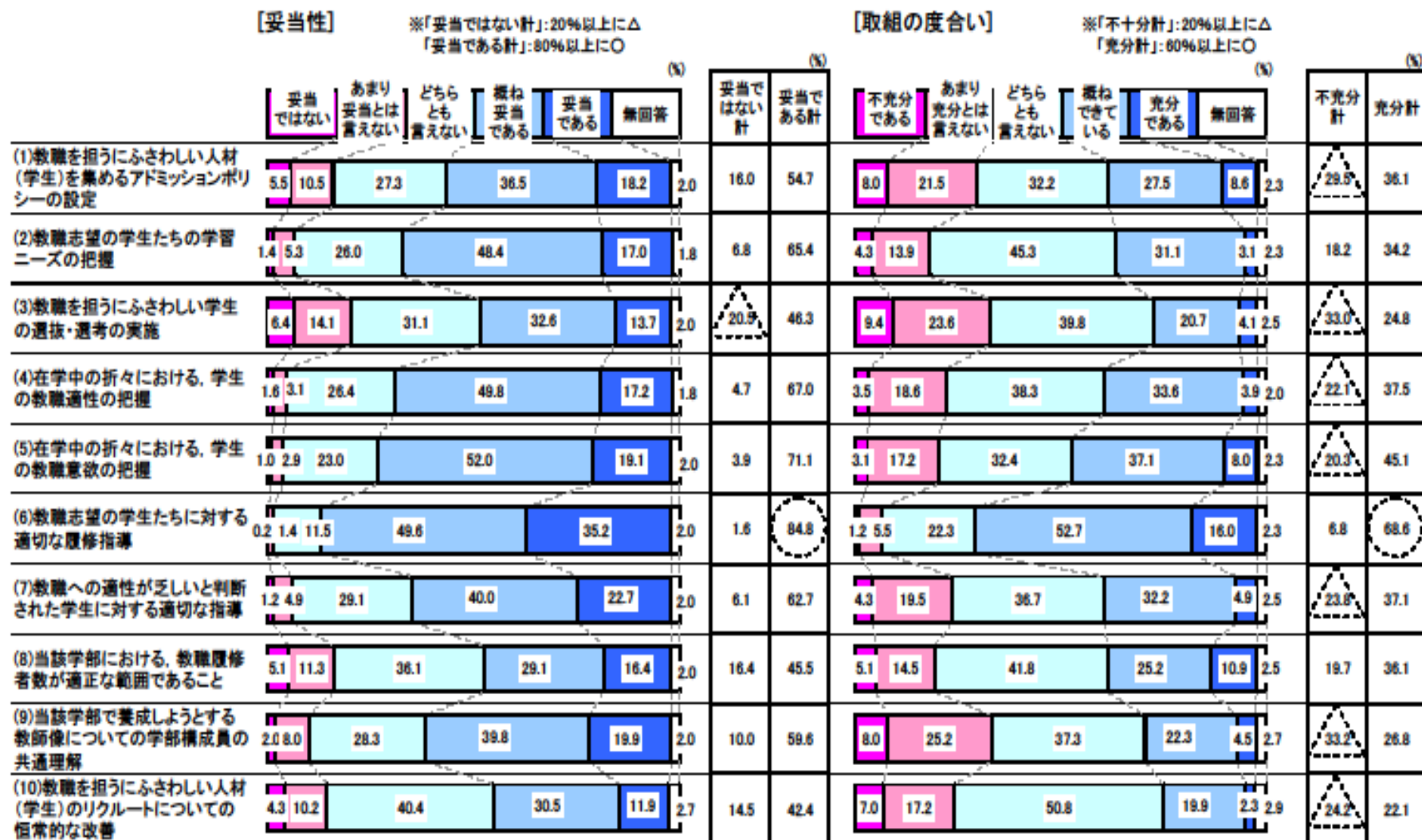
	「意識調査」の概要
目的	教員養成教育を評価するシステムを検討するにあたり、教員養成教育を提供する大学（学部）の関係者の評価基準・組織に関する意識、およびその教員養成教育の取り組み状況を把握し、評価の基準・観点、評価方法を具体的に考案するための基礎資料とする。
対象	小学校一種・中学校一種の少なくともいずれかについて認定課程を有するそれぞれの学部相当の教育組織の責任者1353人。〈内訳〉国立218、公立73、私立1062の教育組織。大学数では526校。
方法	郵便による送付・回収
内容	<ul style="list-style-type: none">① 学部における教員養成教育全般に関する情報② 受審した認証評価や教職課程認定大学実地視察の状況③ <u>評価基準項目の妥当性と取り組みの度合い</u>④ 教員養成教育を評価する組織・システムのあり方⑤ 教員養成教育のあり方とその評価に関する考えや意見
期間	2012年5月28日～7月31日
回答	488件（回収率36%）

教員養成機関を評価する基準項目の妥当性と取り組み度合い①

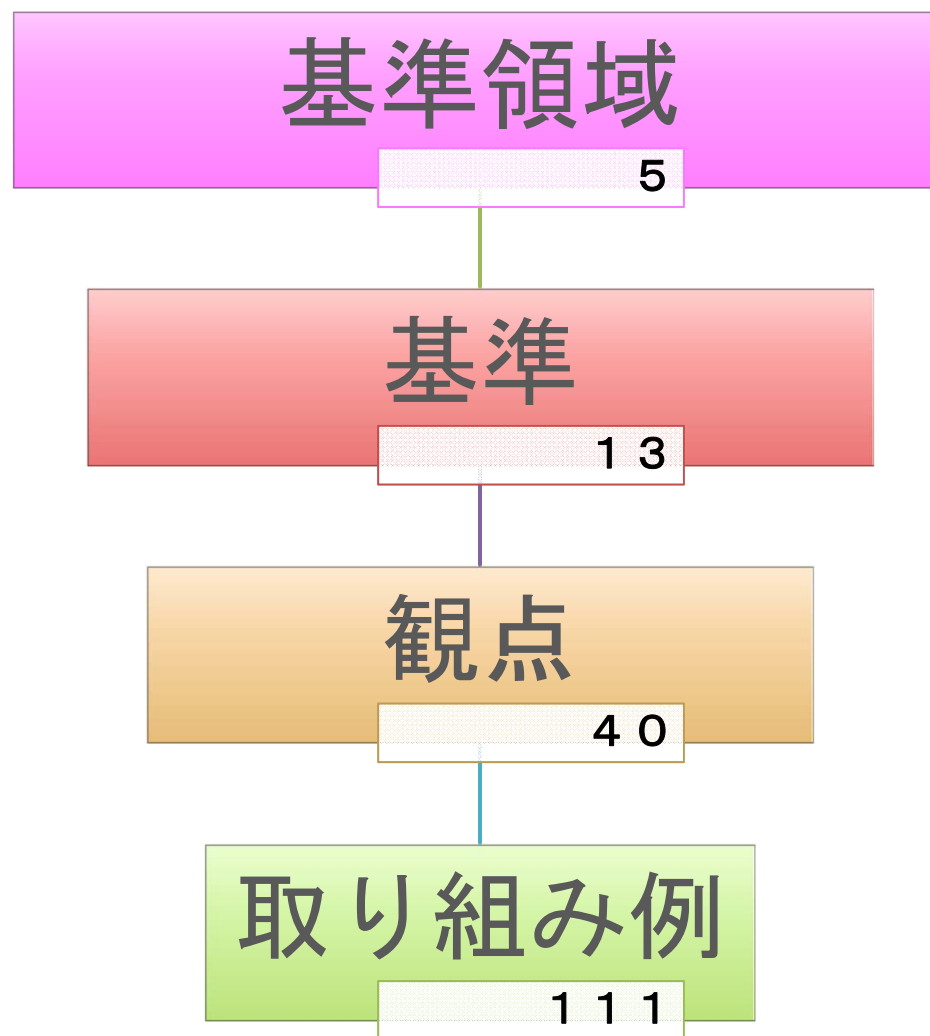
【Ⅲ】教員養成機関を評価する基準や項目についてご意見を伺います。

- (1) 仮に以下(1)～(40)の項目で学部相当の教育組織における教員養成教育のありようを評価した場合、これらの項目が基準項目としてふさわしいか否か、その妥当性を判定して下さい。
 (2) その項目に対する貴学部の取り組みの度合いをお答え下さい。

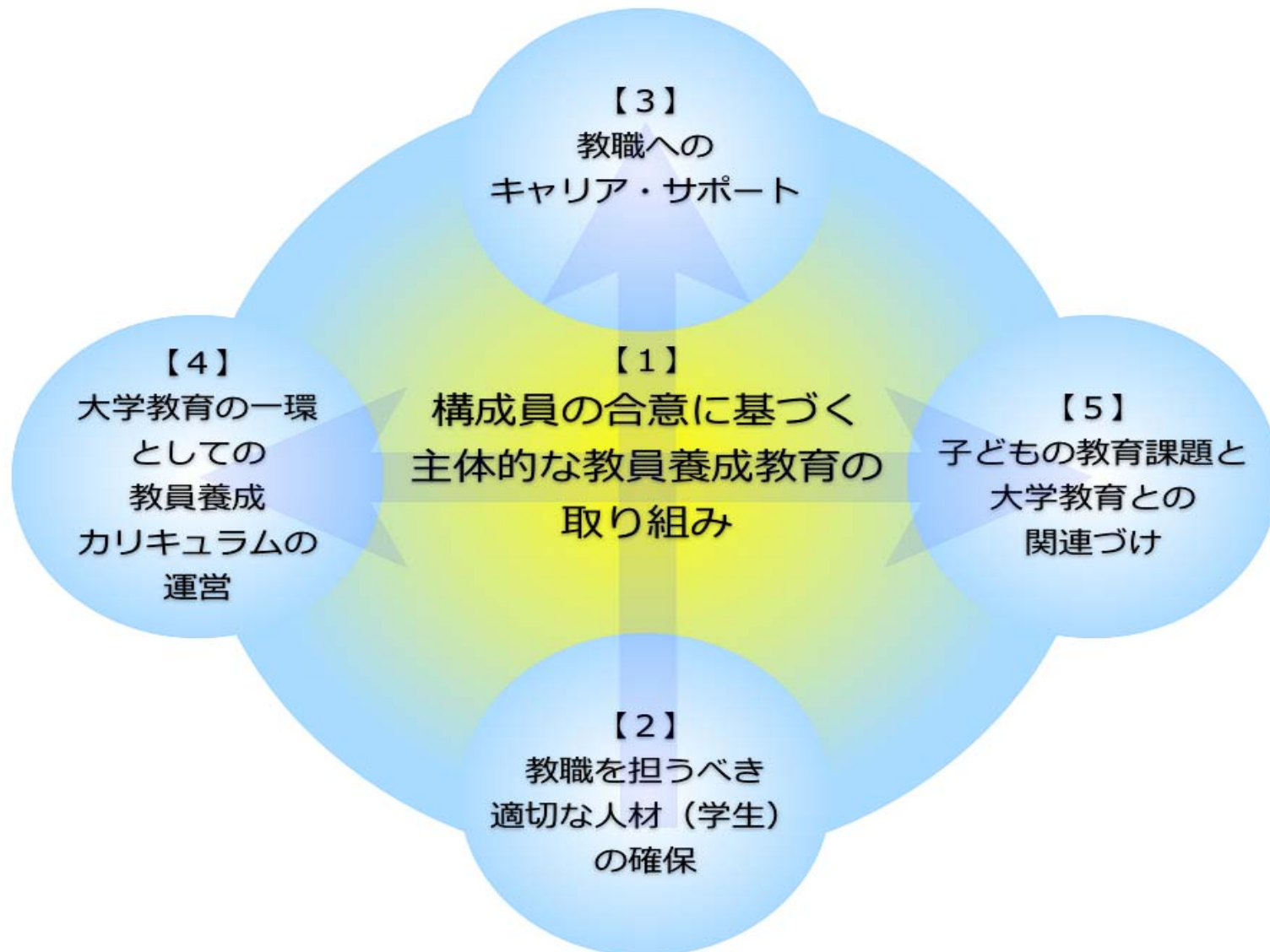
【A区分:適切な人材(学生)の確保】



基準（試案）の構成



基準領域のイメージ



基準領域 1 : 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み

○ 基準 1 - 1 [教員養成教育に対する理念の共有]

各教員養成機関は、「教員となり得る人材を養成する」ことを、機関の教育目標のひとつに適切に位置づけるとともに、その理念を構成員が共通理解するための手立てを講じていること

観点1-1-1 : 当該機関で養成しようとする教員像について構成員が共通理解している

観点1-1-2 : 当該機関の設置理念に適う教員養成教育について構成員の合意を形成している

観点1-1-3 : 「公教育の教員を養成する」という認識を構成員が共有している

観点1-1-4 : 当該機関における主要な進路のひとつとして「教職」を位置づけている

【観点1-1-1～1-1-4の取り組み例】 (一部)

■大学・学部・学科等における教職課程設置の理念と目的や「養成すべき教員像」を学則等に明示し、教職員及び学生が共有している

■大学・学部・学科等における教職課程設置の理念と目的が、教員養成に対する社会的ニーズを適確に踏まえている

■大学・学部・学科等の教育理念・目的に適う教職課程設置の理念と目的を設定している

基準（試案）の特徴

シンプルであること

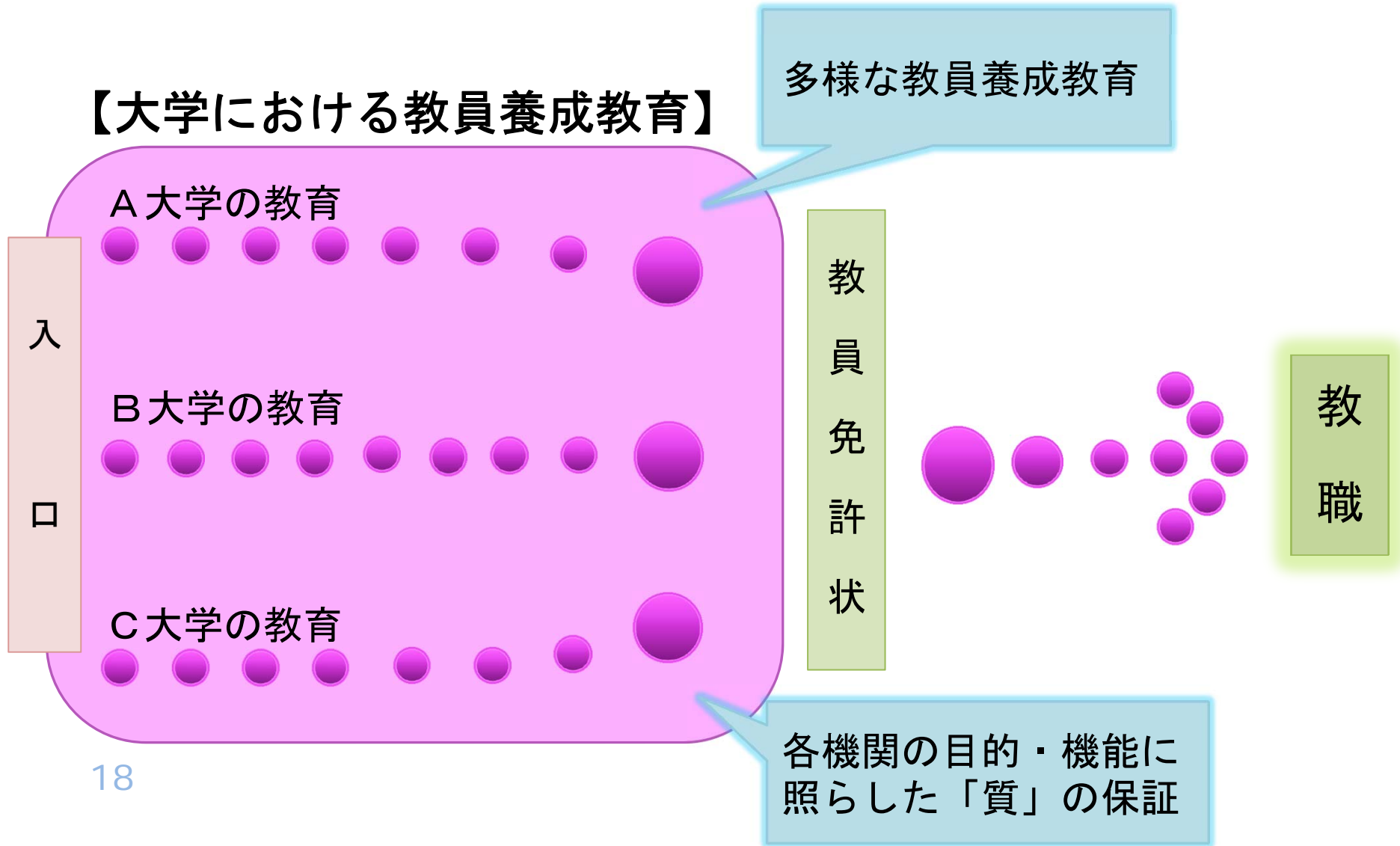
- 教員養成教育の特色や課題を適切に把握・評価する。
- 自らの現状を自らの文脈に即して自己分析する。
- 評価を行うなかで評価者と被評価者が相互に学び合う。

汎用性があること

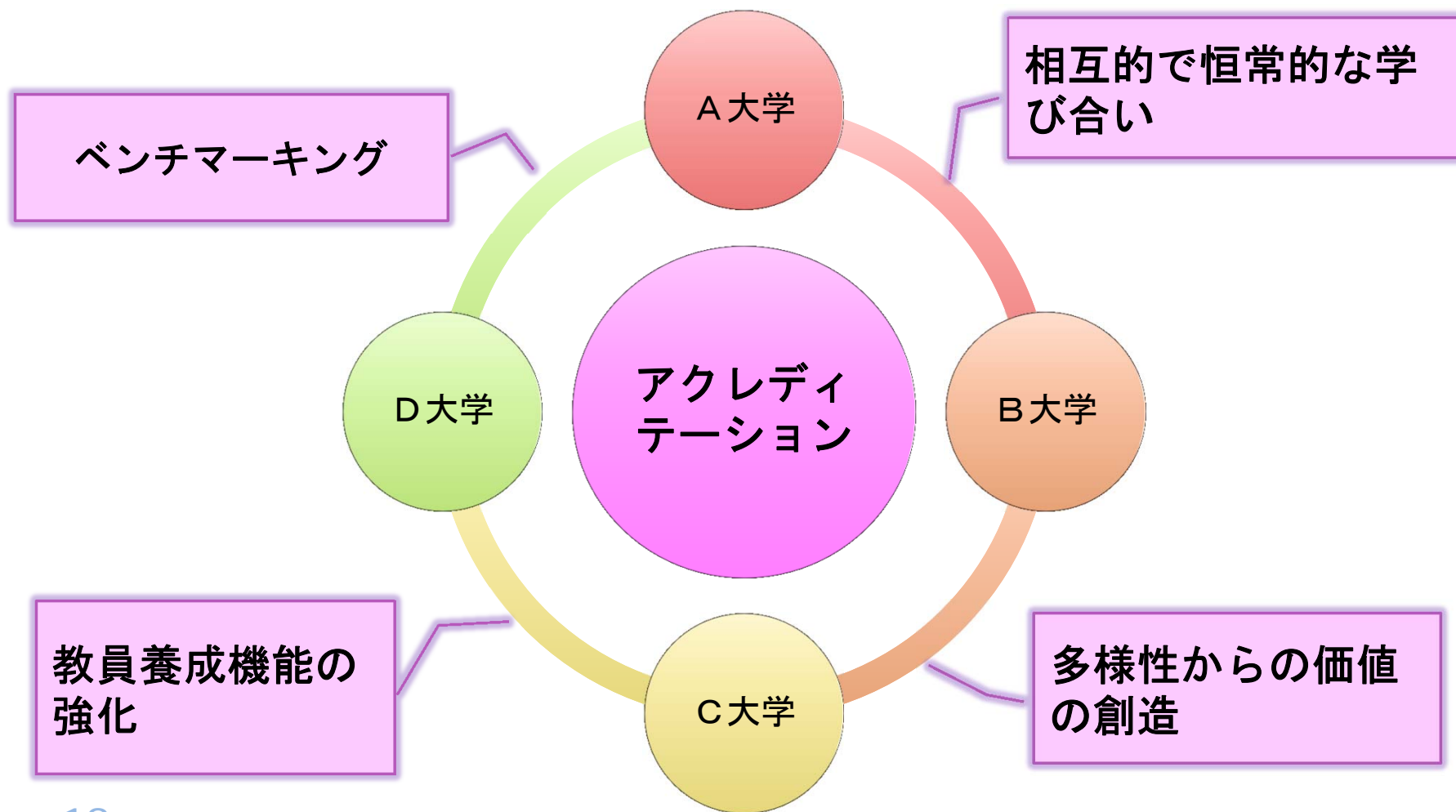
- 教員養成機関のタイプ・規模、免許種の別を問わず用いることができる。
- 機関間の比較対照・分析を容易にする。
- 自己改善のプロセスにおいて改善に向けた継続的な取り組みを相互に支え合う。

教員養成教育の多様性と「質」

【大学における教員養成教育】



教員養成教育全体の質的向上の仕組み



今後の検討課題

(1) 評価の際の判定について

①目標とする「水準」の設定

→各機関における教育の「質」の評価や教員免許状の水準の問題と関わって

②可視化が困難な取り組み（大学教育のカリキュラムに位置づけられていない活動など）の評価

(2) 評価における大学の主体性について

(3) 試行評価について



Chizu Sato
(Tokyo Gakugei University)
chizus@u-gakugei.ac.jp